資料6

加糖調製品をめぐる動向等について

令和８年１１月６日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
農林水産省

目　次

Ⅰ　糖価調整制度の概要と関税・外国為替等審議会答申を踏まえた対応方向

Ⅰ－１．糖価調整制度の全体像（砂糖の場合）

Ⅰ－２．加糖調製品の調整金徴収制度

Ⅰ－３．加糖調製品に係る令和９年度関税改正要望の概要

Ⅰ－４．加糖調製品の暫定税率の引き下げの推移

Ⅰ－５．食料・農業・農村政策審議会 甘味資源部会での議論

Ⅱ　加糖調製品をめぐる動向と暫定税率引下げによる政策効果

Ⅱ－１．甘味全体の需要量の推移

Ⅱ－２．直近の主な加糖調製品の輸入動向

Ⅱ－３．直近の主な加糖調製品の輸入動向の分析

Ⅱ－４．暫定税率引下げ対象の加糖調製品５品目の輸入動向とその検証

Ⅱ－５．加糖調製品からの調整金収入の推移

Ⅱ－６．加糖調製品からの調整金徴収の政策効果

Ⅲ　国内産糖に係る競争力強化の取組･中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的な取組

Ⅲ－１．新たな食料・農業・農村基本計画及び砂糖の位置付け

Ⅲ－２．国内産糖の生産・製造コスト低減のこれまでの取組

Ⅲ－３．さとうきび・てん菜の生産コストの低減に向けた取組

Ⅲ－４．甘しゃ糖・てん菜糖の製造コストの低減に向けた取組

Ⅲ－５．精製糖企業の状況

Ⅲ－６．砂糖勘定の収支をめぐる状況

Ⅲ－７．砂糖勘定の収支改善に向けた取組

Ⅳ　加糖調製品に係る関税改正要望の概要

Ⅳ－１．加糖調製品に係る令和９年度関税改正要望

参考資料

【参考】砂糖の位置づけ

【参考】加糖調製品の例

【参考】砂糖及び加糖調製品の需給動向

【参考】CPTPP、日EU・EPAの合意内容

【参考】ＣＰＴＰＰ税率のステージング（調整金対象加糖調製品６品目）

【参考】砂糖の需要拡大に向けた取組

Ⅰ　糖価調整制度の概要と関税・外国為替等審議会答申を踏まえた対応方向

Ⅰ－１．糖価調整制度の全体像【砂糖の場合】

○　糖価調整制度は、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、国内市場の安定化と甘味資源作物産地の生業を支えている。

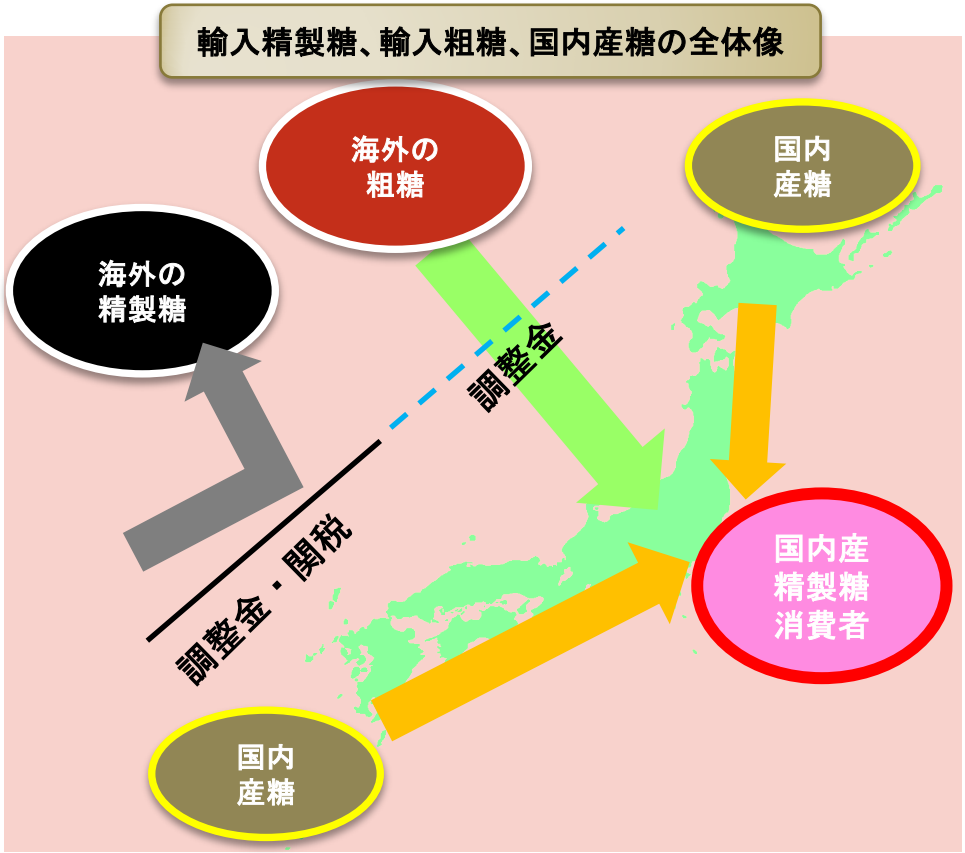
○　具体的には、

①輸入精製糖には高い水準の関税・調整金を課す。このため、ほとんど輸入されない。

②（独）農畜産業振興機構（ＡＬＩＣ）は、粗糖を輸入する精製糖企業から調整金を徴収。これにより、輸入粗糖の価格が引き上げ。

③ＡＬＩＣは、甘味資源作物生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付。これにより、国内産糖の価格が引き下げ。

④価格が引き上げられた輸入粗糖と引き下げられた国内産糖を原料として、精製糖企業は国内で精製糖を製造し、消費者に供給。

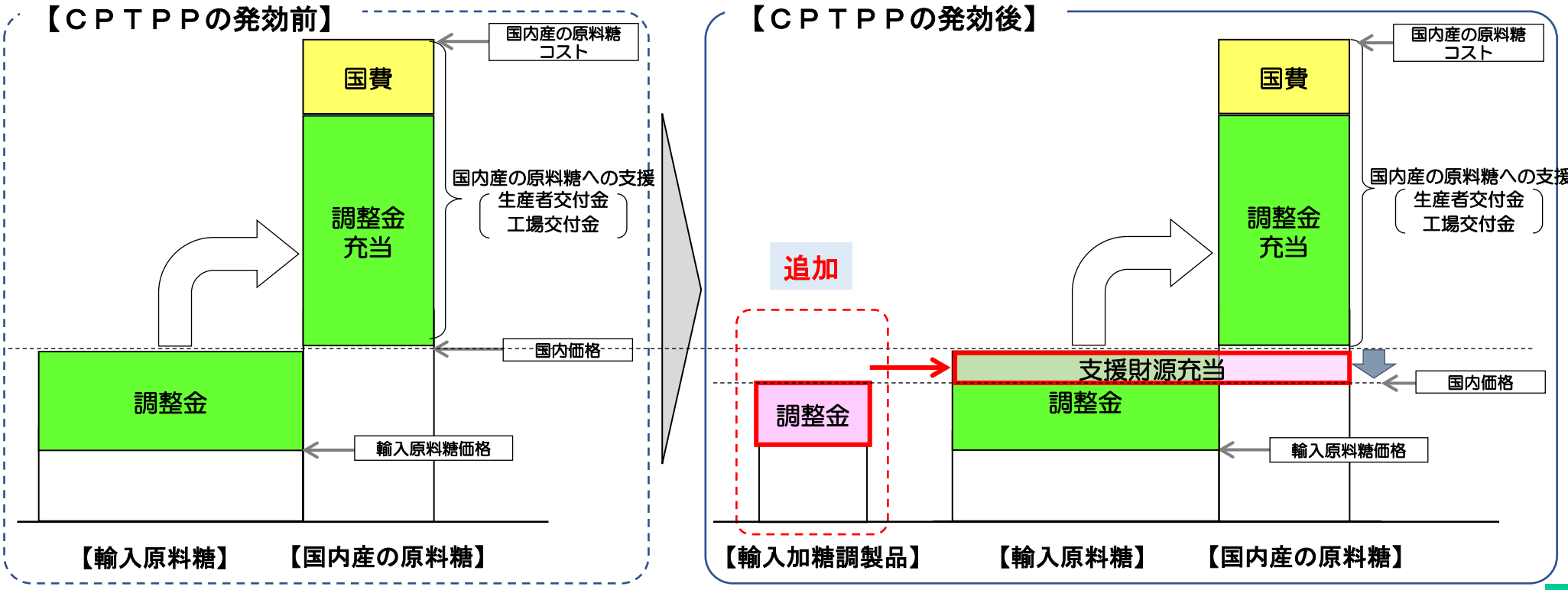




Ⅰ－２．加糖調製品の調整金徴収制度

○　糖価調整制度は、海外からの安価な輸入粗糖から調整金を徴収することにより、輸入粗糖の価格が引き上げられる一方、甘味資源作物の生産者・国内産糖製造事業者に対し、交付金を交付（図の緑色部分）することにより、国内産糖の価格が引き下げられる。これらの措置により、両者の価格のバランスが図られ、国内において両者の価格は同水準（図の「国内価格」部分）となる。

○　平成29年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」において、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」と記載され、平成30年12月30日（CPTPPの発効日）から、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを国産の砂糖の支援財源に充当すること等を通じて国産の砂糖※の競争力の強化（図の赤色部分）を図っているところ。



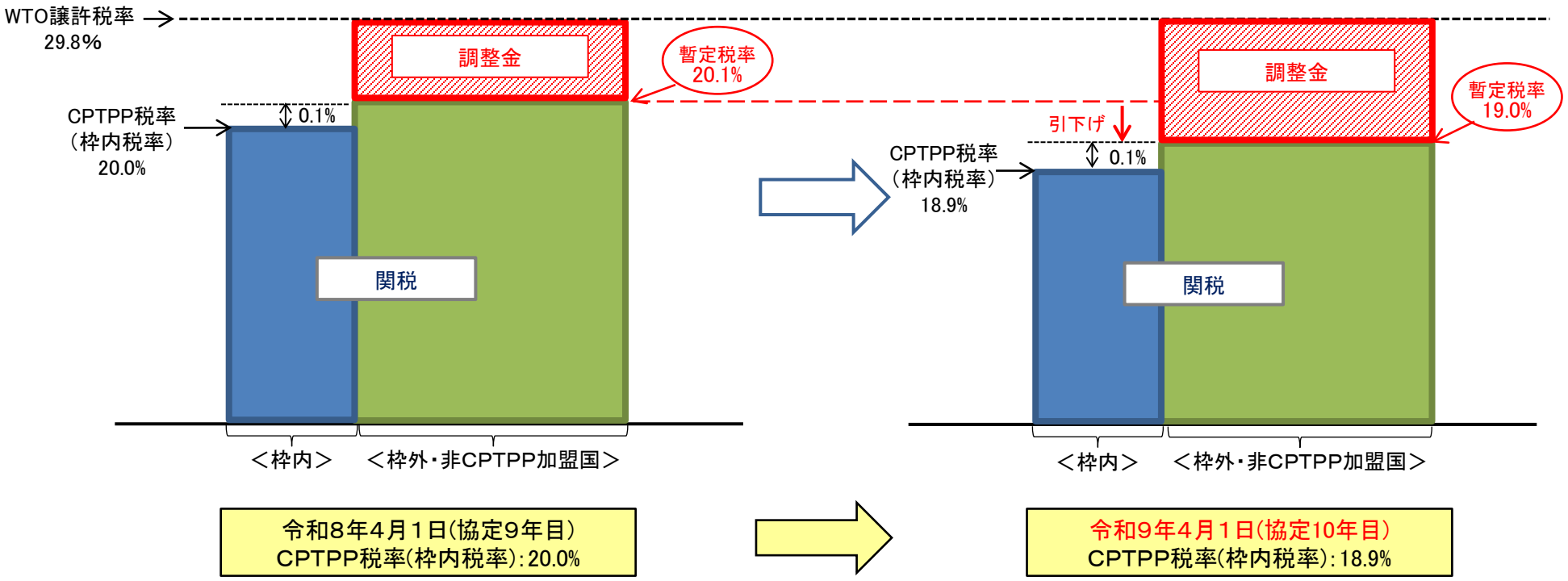
※ 輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖

Ⅰ－３．加糖調製品に係る令和９年度関税改正要望の概要

令和９年度改正要望の概要

○　ＣＰＴＰＰ交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち５品目について、令和９年度のＣＰＴＰＰ税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の15品目について、暫定税率の延長を要望。

【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】



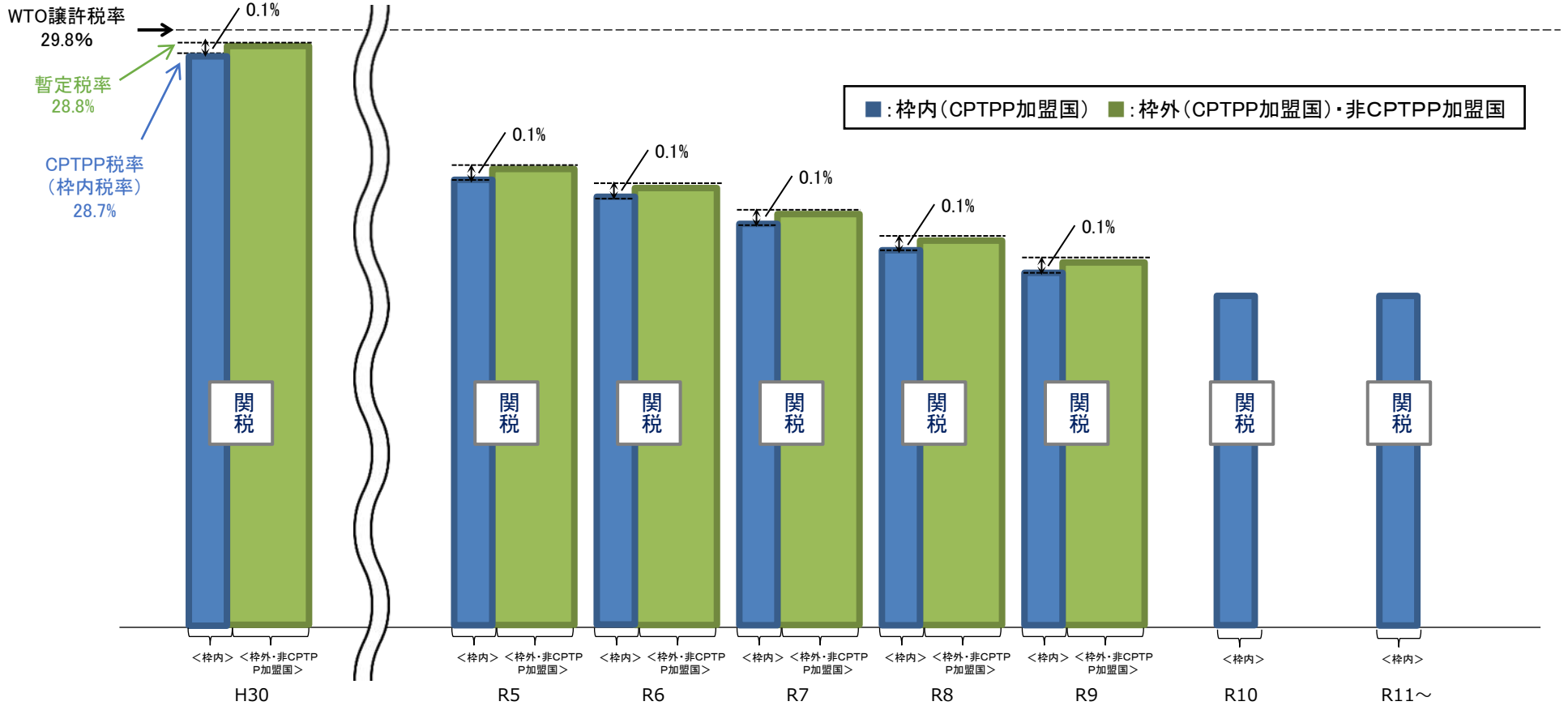
Ⅰ－４．加糖調製品の暫定税率の引き下げの推移

○毎年度、ステージングによるCPTPP税率の引き下げに併せて、CPTPP税率を0.1%上回る水準まで暫定税率を引き下げ

【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】

年度	H30（2018）		R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）～
CPTPP税率（枠内税率）	28.7%		23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
暫定税率	28.8%		23.4%	22.3%	21.2%	20.1%	19.0%※	－	－

※今回要望



Ⅰ－５．食料・農業・農村政策審議会 甘味資源部会での議論
～関税・外国為替等審議会答申を踏まえた暫定税率引下げに係る対応方向の検討～

○ 関税･外国為替等審議会における答申を踏まえ、甘味資源部会において、砂糖及び加糖調製品に関する今後の対応方向等を検討。
○ 関税改正要望に係る内容は、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、国産の砂糖の競争力強化を図る観点から、「CPTPP税率の設定状況に応じて、加糖調製品の暫定税率を引き下げ、令和9年度においても、引き続き関税改正の要望を行う必要がある。」旨の対応方向が示されたところ。

＜食料･農業･農村政策審議会 甘味資源部会での議論（抜粋）＞

◆ 「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に基づき、国産の砂糖の競争力を強化するという観点から、ＣＰＴＰＰ税率の設定状況に応じて、加糖調製品の暫定税率を引き下げるために、令和９年度においても、引き続き関税改正の要望を行う必要がある。そのためには、令和８年度答申を踏まえ、以下のように説明する方針。

◆ 糖価調整制度は、調整金負担という実需者負担型の仕組みであるからこそ、国産の砂糖価格を引き下げることで国民負担の軽減を図り、消費者から支持されることが重要である。このため、
・生産者、製糖業者のそれぞれが生産・製造コストの削減に向けた不断の努力を進めること
・加糖調製品からの調整金収入を国産の砂糖の支援に充当すること
を通じて、国産の砂糖がより効率的かつ安定的に供給される環境を整備する必要がある。

◆ また、中長期的な観点から、新たな食料・農業・農村基本計画においても、「国内産糖の安定供給を図るためには、糖価調整制度の持続可能性の向上に取り組む必要がある」と記載されたところであり、上記の効率的かつ安定的な砂糖の供給のための環境整備と併せて、適切・公正な調整金負担の運用により、収支の均衡を図っていく必要がある。

◆ これらの取組を進めていくことを基本としつつ、甘味資源作物から製造される砂糖は、国民に消費されることを通じ、国境離島における代替の利かないさとうきび及び我が国最大の畑作地帯の輪作体系の維持に欠かせないてん菜の生産を支えており、単に経済合理性のみでは評価できない背景を有していることに留意する必要がある。

Ⅱ　加糖調製品をめぐる動向と暫定税率引下げによる政策効果

Ⅱ－１．甘味全体の需要量の推移

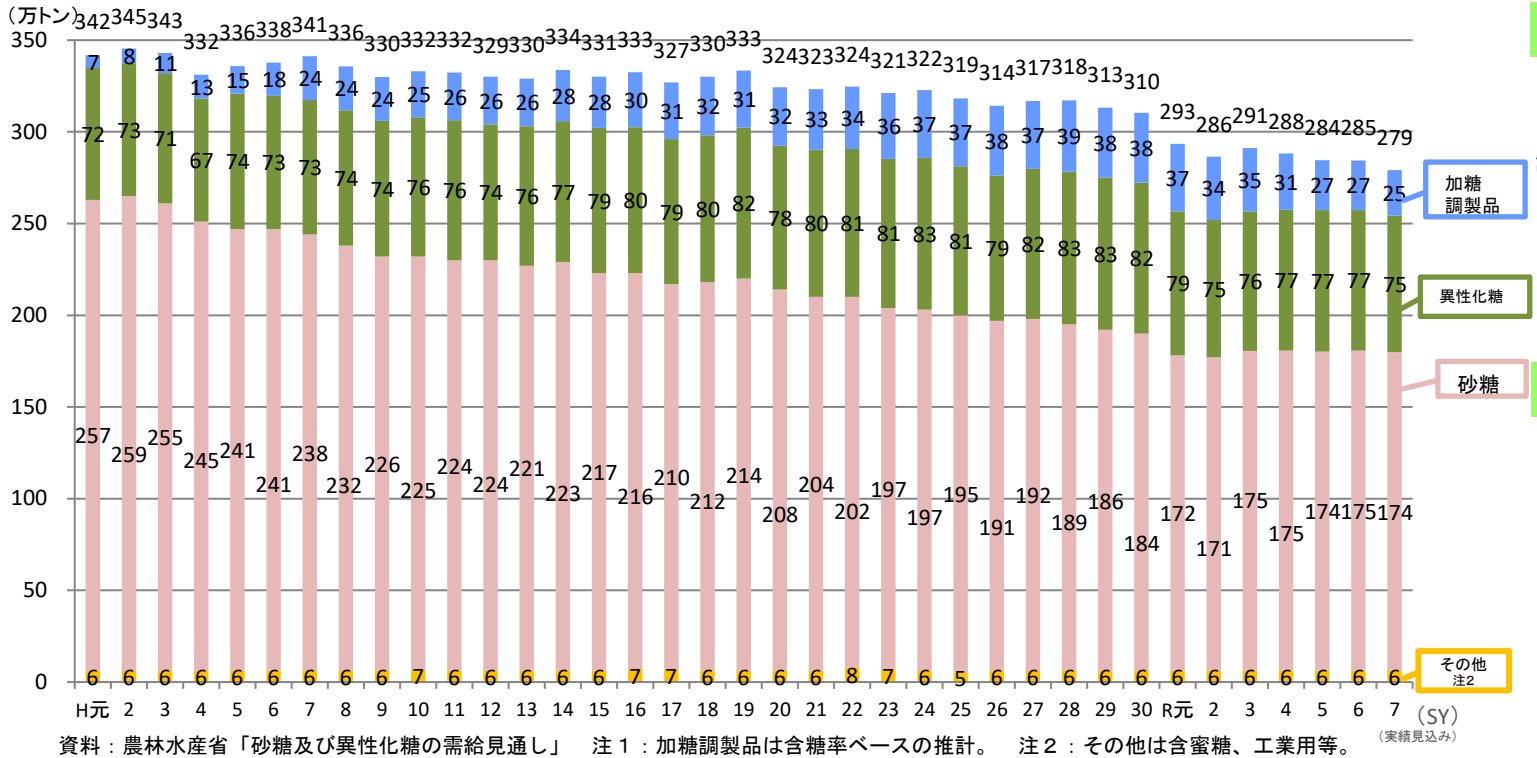
○ 甘味全体の需要量は、人口減少や消費者の低甘味嗜好等もあり減少傾向。直近では、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響等もあり、300万トンを割り込む状況。

○ 甘味の内訳では、加糖調製品の輸入が自由化されて以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、加糖調製品が砂糖需要と代替してきた。(加糖調製品の需要量: 7万トン(H元砂糖年度)→25万トン(R7砂糖年度見込)、砂糖の需要量:257万トン(H元砂糖年度)→174万トン(R7砂糖年度見込)) H29砂糖年度以降は、甘味全体の需要量が減少する中で、加糖調製品の需要量も減少している状況。

○ 異性化糖については増加ないし横ばいで推移。令和元砂糖年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、R3砂糖年度以降はやや回復し、横ばいで推移。

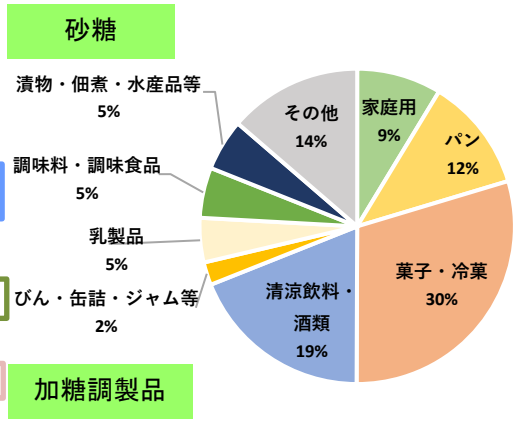
○ 砂糖、加糖調製品ともに菓子・冷菓、清涼飲料水・酒類、パンへの仕向けが多く、両者は競合関係にある。

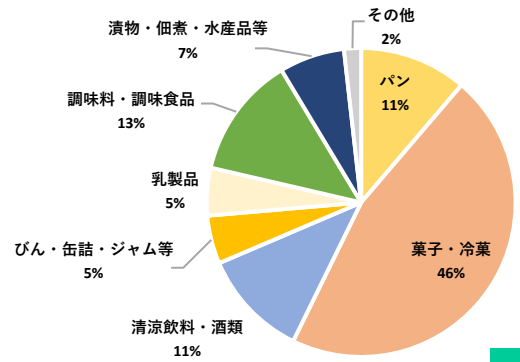
○ 甘味全体の需要量の推移



資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」 注１：加糖調製品は含糖率ベースの推計。 注２：その他は含蜜糖、工業用等。
注３：異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコーンスターチを原料としたぶどう糖と果糖を混合した液糖。主に清涼飲料水の原料となる。

○ 砂糖と加糖調製品の用途別仕向割合(R7年度)

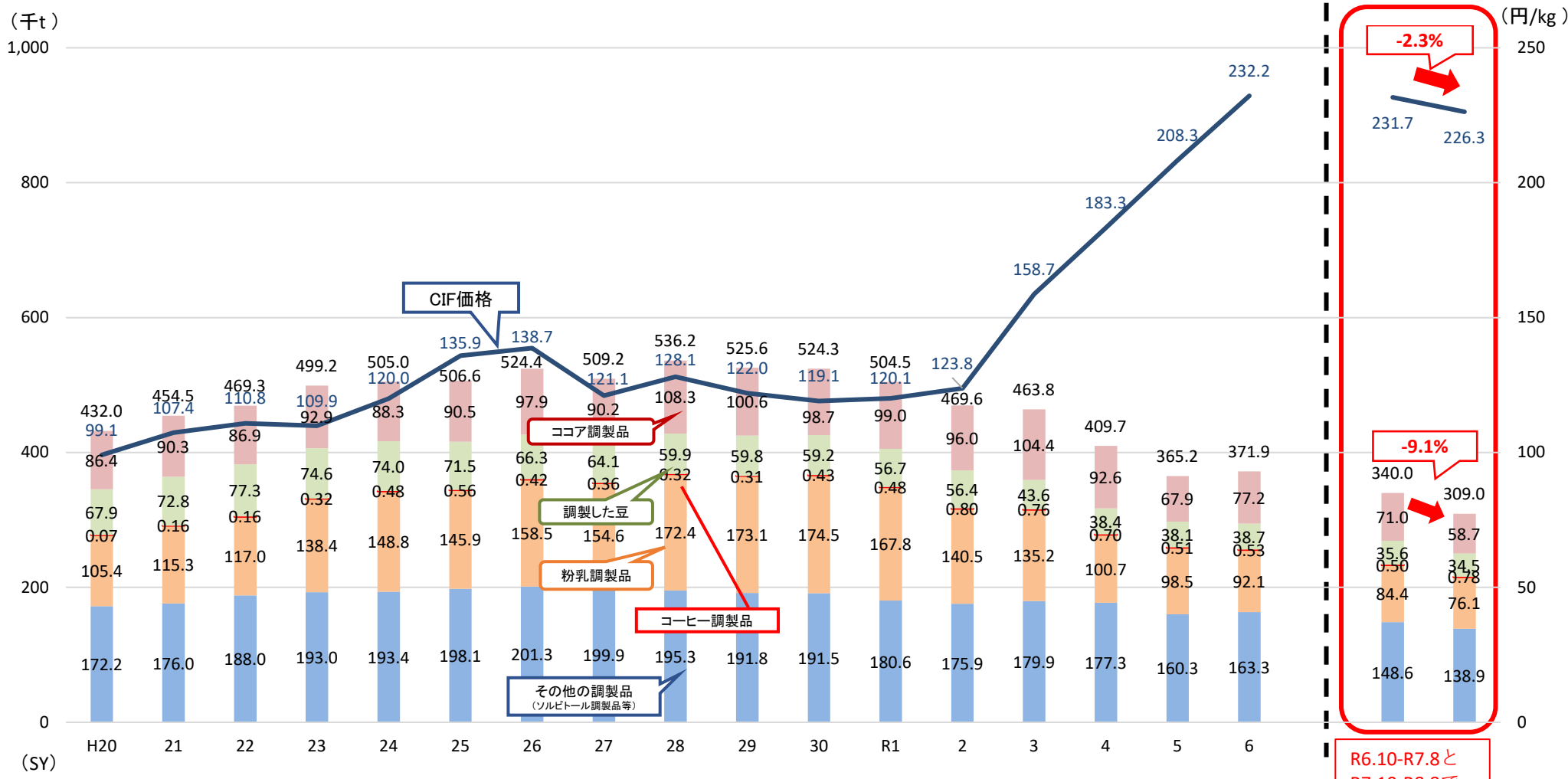




資料：農畜産業振興機構

Ⅱ－２．直近の主な加糖調製品の輸入動向

○　令和７年10月～令和８年８月において、主な加糖調製品のCIF価格は、対前年同期比で2.3%減少となった。これは、高騰していた国際カカオ豆価格の下落を受け減少に転じたものの、為替の影響等によりCIF価格の下落幅は限定的であったことによるもの。主な加糖調製品の輸入量は、ココア調製品のCIF価格の高止まりや、国産脱脂粉乳の在庫削減対策による値下げ等により、対前年同期比で9.1%減少。



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

Ⅱ－３．直近の主な加糖調製品の輸入動向の分析

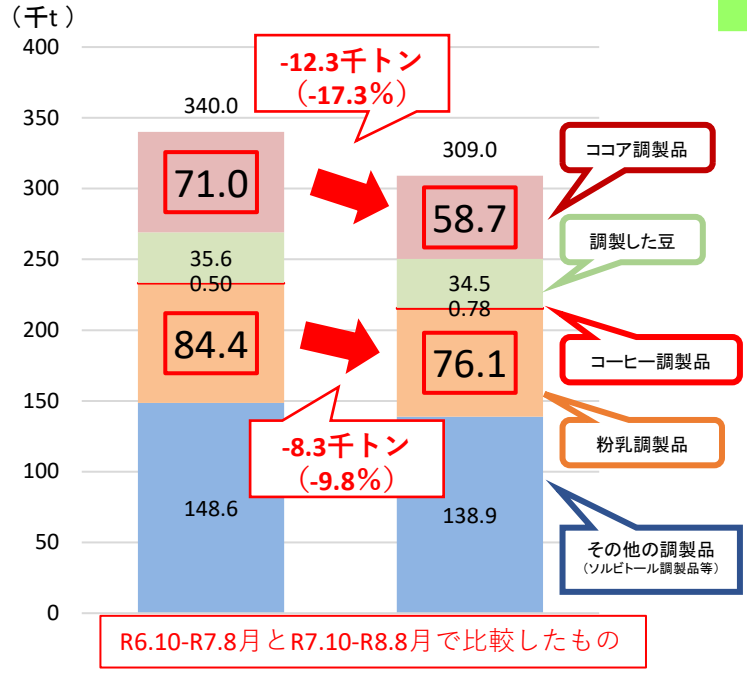
○　主な加糖調製品のうち、ココア調製品の輸入量が前年同期比（※）で約12.3千トン減少、粉乳調製品の輸入量が前年同期比（※）で約8.3千トン減少と、加糖調製品の輸入減少量の約7割を占めている。（※令和６年10月から令和７年８月までと令和７年10月から令和８年８月までの比較）

○　これは、カカオ豆の不作からの回復により、高騰していた国際カカオ豆価格が下落傾向に転じたものの、為替の影響等によりココア調製品のCIF価格の下落幅は限定的であったことや、これまでの原料価格高騰を受けたチョコレート製品の値上げによりチョコレート製品の需要が減少したこと等が原因として考えられる。

○粉乳調製品の輸入量も減少しているが、この要因としては、脱脂粉乳の国際相場が上昇していることに加え、生産者と乳業が拠出をし、在庫削減対策として値下げが行われ、輸入品から国産への切替が進んでいると考えられる。

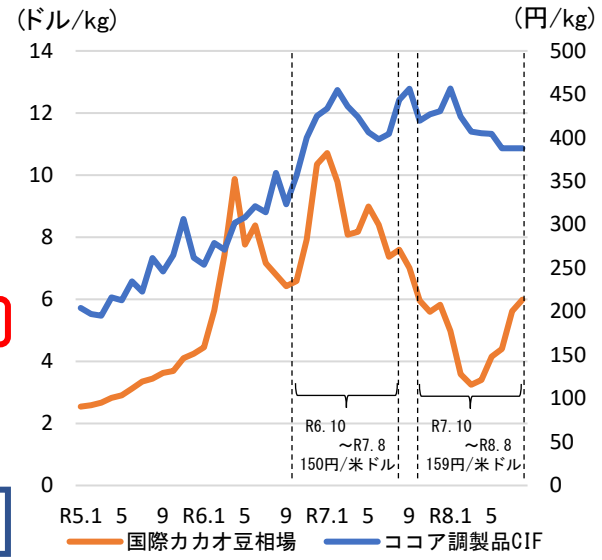
○　一方で、国際糖価は足元で下落後横ばい推移しているほか、加糖調製品の輸入量は国内の砂糖以外の原料価格や為替動等の影響を受けることから、中長期的には現在の輸入減少傾向が継続するとは限らず、依然として輸入増加の脅威は存在。

○直近の主な加糖調製品の輸入動向



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

○国際カカオ豆相場とココア調製品CIF価格の推移



資料：国際カカオ豆相場はICCO、ココア調製品CIFは財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成、TTS相場※は三菱東京UFJ銀行

※注：外国為替相場（TTS）の日次データを基に対象期間の平均を算出。

○国内の脱脂粉乳の在庫量



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計調査」を基に農林水産省地域作物課作成

Ⅱ－４．暫定税率引下げ対象の加糖調製品５品目の輸入動向とその検証

○ 暫定税率引き下げ対象5品目の輸入量は、令和7年10月から令和8年8月において、ココア調製品の輸入量減少等により対前年同期比で12.8%減少。また、CIF単価は円安等により0.7%増加。

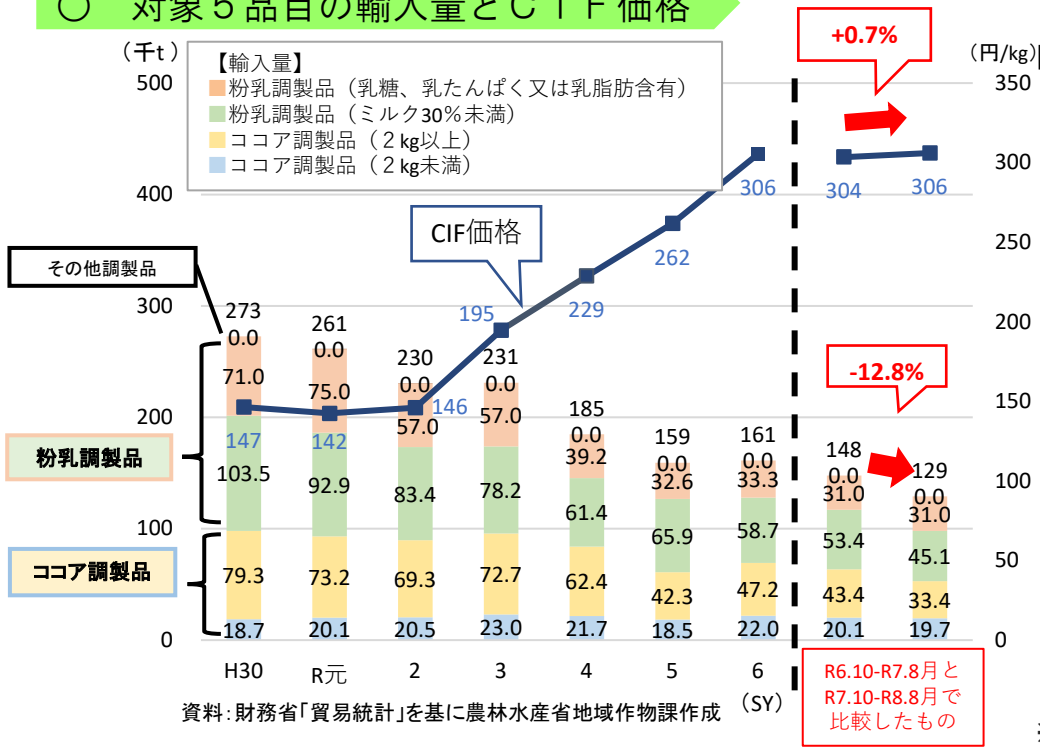
○ 対象5品目については、輸入量において粉乳調製品（2品目）及びココア調製品（2品目）がそのほとんどを占める。

○ CPTPPにおいて当該4品目には漸増する関税割当枠が設定され、関税割当枠数量内は調整金が徴収されることなく輸入可能。事業者の関税割当枠内での輸入メリットは確実に存在し、毎年一定以上の輸入量が確立。

○ 全体としてみれば直近の加糖調製品の輸入量は減少しているものの、関税割当枠内輸入量が増加している品目もあり、枠消化率も100%に近い品目もある等高い水準で推移していることから、今後も引き続き輸入が増加する可能性がある。

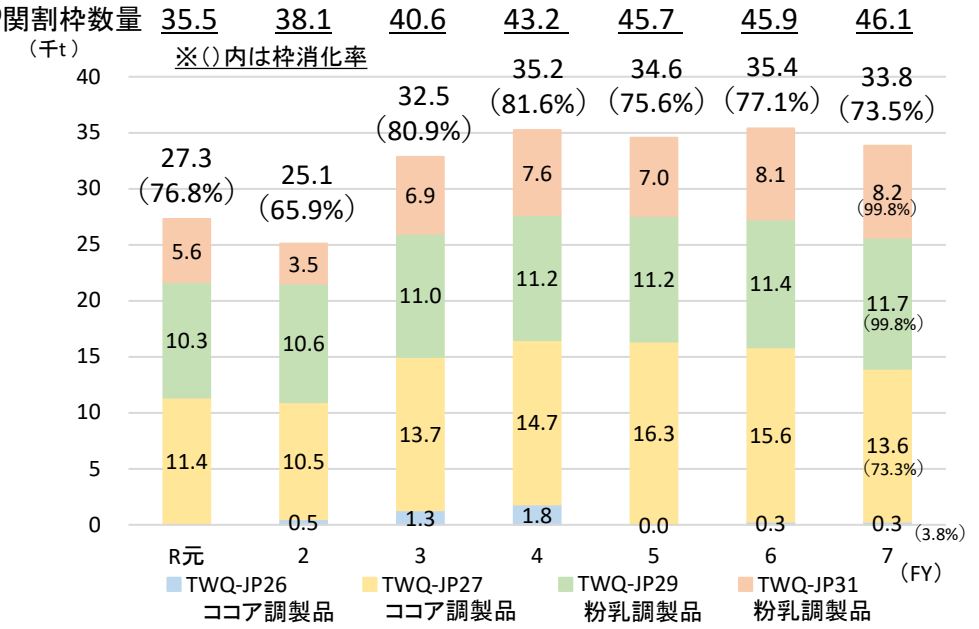
○ 国産の砂糖と比べて安価な加糖調製品に対抗するためにも、枠外において確実に調整金を徴収することが必要。。

○ 対象５品目の輸入量とＣＩＦ価格



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

○ 対象５品目のうち４品目を含むCPTPP関税割当輸入量



資料：財務省「経済連携協定別時系列表」を基に農林水産省作成

※このほか、TWQ-JP30（調製食料品（砂糖が最大の成分のものに限る））については100%消化

Ⅱ－５．加糖調製品からの調整金収入の推移

○ 加糖調製品からの調整金収入については、暫定税率引下げに伴う調整金の徴収幅の拡大や円安等増加要因もあったものの、CIF単価の高止まりに伴う輸入量の減少等により、直近１年間では約103億円に減少。

○ 暫定税率引下げ対象の5品目のうち、特にココア調製品と粉乳調製品について、暫定税率の引き下げに伴う調整金の徴収額の拡大が寄与し、引き下げ品目5品目の収入は増加。

○ 加糖調製品の調整金収入は、輸入数量及びCIF単価、暫定税率引下げによる徴収幅により変動。数量や単価を固定するなど一定の前提を置いた上での暫定税率引下げによる収入の増加分は、毎年3～4億円程度。

○ これら調整金収入を原資として、輸入粗糖の調整金軽減及び国内産糖等の交付金への支援充当の措置を講じているところであり、暫定税率引下げによる輸入粗糖からの調整金の軽減措置は、毎年の国産の砂糖価格の引下げに寄与することから、引き続き、暫定税率の引下げは必要。

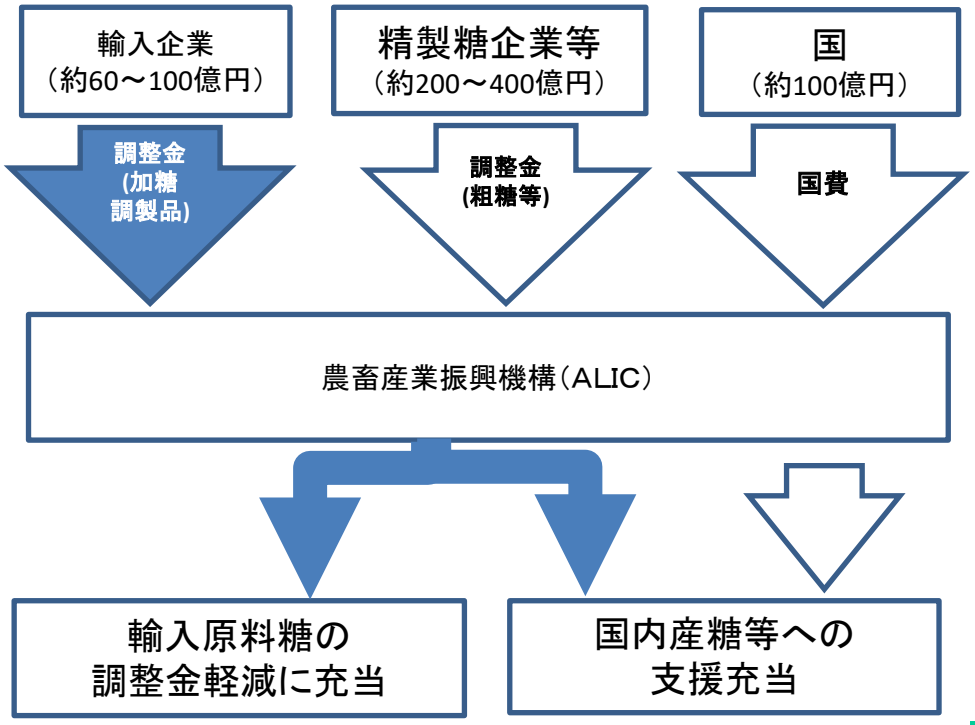
○ 加糖調製品からの調整金収入の推移

（単位：億円）

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ココア調製品	4	6	9	11	13	17	18
粉乳調製品	4	7	11	14	14	16	17
豆調製品	14	14	13	14	15	15	14
コーヒー調製品	0.01	0.04	0.02	0.02	0.02	0.10	0.19
その他調製品	40	38	43	54	60	58	54
合計	62	65	76	94	102	106	103
うち引下げ5品目	5	10	16	24	22	29	31

資料：農林水産省地域作物課作成
注：集計期間は当該年の７月から翌年６月

○ 砂糖勘定のスキーム図



Ⅱ－６．加糖調製品からの調整金徴収の政策効果

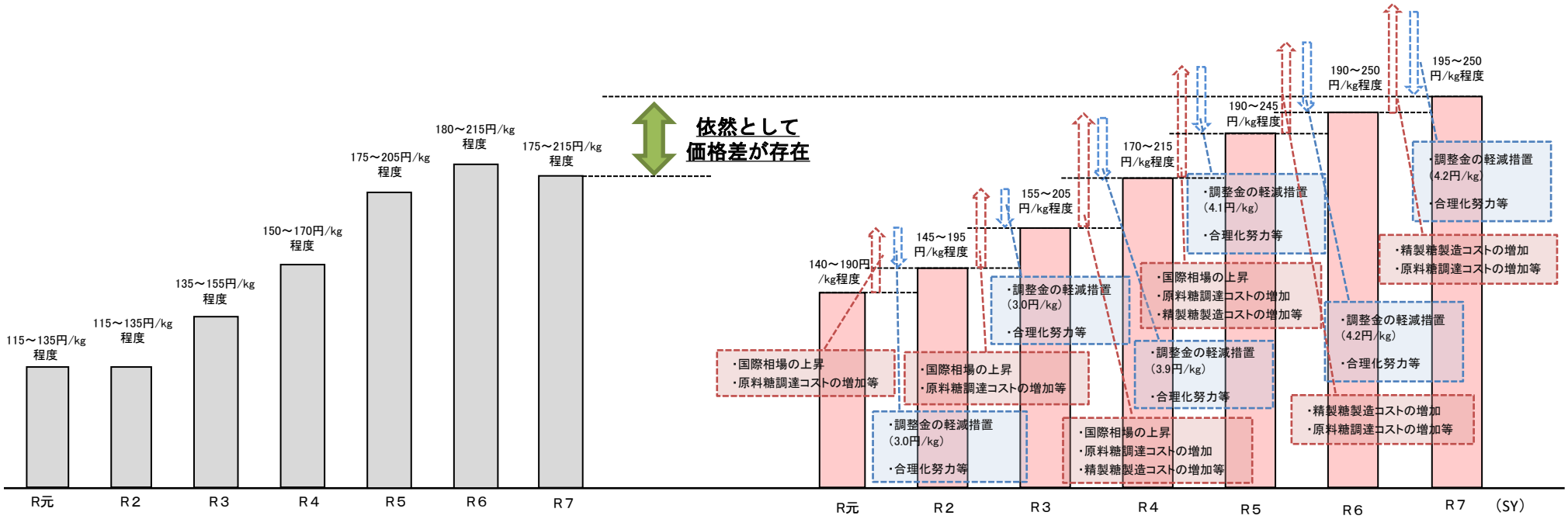
○ 令和7砂糖年度の国産の砂糖の取引価格は、精製糖製造コストの増加等もあり、令和6砂糖年度から横ばい～約5円/kg上昇。

○ 一方、加糖調製品の価格は、輸入価格の下落等により、令和6砂糖年度から横ばい～約5円/kg減少。

○ 両者の価格差は拡大した一方、約10円/kgの拡大にとどまっており、これは、人件費や資材費、燃料費等精製糖製造コストの上昇はあるものの、加糖調製品を原資とした輸入粗糖からの調整金の軽減措置（4.2円/kg）の効果や国内精糖メーカーの合理化努力等により、砂糖の取引価格の上昇が一定程度抑制されたことによるものと考えられる。

○ このように、国際相場をはじめとする様々な外部環境の変動がある中でも、加糖調製品からの調整金を原資とした価格調整により、国産の砂糖価格が抑制され、消費者に一定のメリットが生じている。一方、両者の価格差は依然として存在することから、加糖調製品5品目の暫定税率引下げ及び15品目の暫定税率据置きの措置をすることで、競争力強化を図ることが必要。

○ 令和8砂糖年度においても、糖価調整制度の目的に沿いつつ、国産の砂糖への支援に充当する調整金を拡大するとともに、引き続き、国産の砂糖の価格上昇を抑制するため、軽減措置を継続。



【輸入加糖調製品】

【国産の砂糖】（輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖）

資料：加糖調製品の価格はALIC調査を基に農林水産省地域作物課作成。国産の砂糖の価格は農林水産省地域作物課調べ。
注：加糖調製品は、主要な例としてソルビトール調製品（含糖率80%程度）とした。

※輸入原料糖の軽減措置は、令和2砂糖年度～令和3砂糖年度は3.0円/kg。令和4砂糖年度10～12月期は3.9円/kg。令和2～3砂糖年度の軽減額は、暫定税率の引下げにより、調整金の徴収幅は拡大していたものの、令和2砂糖年度以前に設定された調整金の軽減の水準が過大となっていたことで、調整金収支が悪化した状態にあったことから、軽減幅を縮小していたことによるもの。

Ⅲ　国内産糖に係る競争力強化の取組・中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的な取組

Ⅲ－１．新たな食料・農業・農村基本計画及び砂糖の位置付け

○　令和６年に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針である「食料・農業・農村基本計画」を令和７年４月11日に策定。

○　当該法律では国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け。砂糖は国民の摂取カロリーの約８％を占める重要な品目であり、砂糖の安定供給の確保が課題。

○　その中で国内の甘味資源作物生産や国内産糖製造事業者を支えていくことが重要であり、国内の甘味資源作物生産の状況や砂糖をめぐる国内外の情勢を踏まえ、引き続き、持続可能な制度のあり方の検討を行っていく。

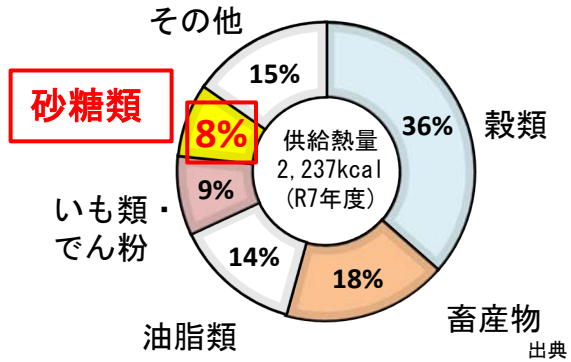
改正後の基本理念（抜粋）

・食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加え、国民一人一人の食料入手の観点を含めたものとして、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義

・食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保が重要である旨を位置付け

・環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念として位置付け

○　国民１人・１日当たりの供給熱量



出典：農林水産省「食料需給表」

○　さとうきびの位置付け

さとうきびは、鹿児島県南西諸島や沖縄県の台風常襲地帯において、自然災害への高い耐性を有する作物として、**代替の効かない基幹作物**。

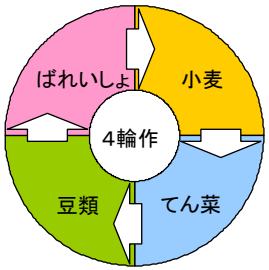


被害を受けたさとうきび　　葉が再生中のさとうきび

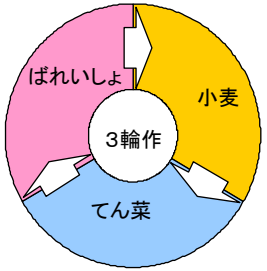
○　てん菜の位置付け

てん菜は、連作障害を避けるため、北海道畑作の**輪作体系において不可欠な作物**。

【十勝】



【オホーツク】



Ⅲ－２．国内産糖の生産・製造コストの低減のこれまでの取組

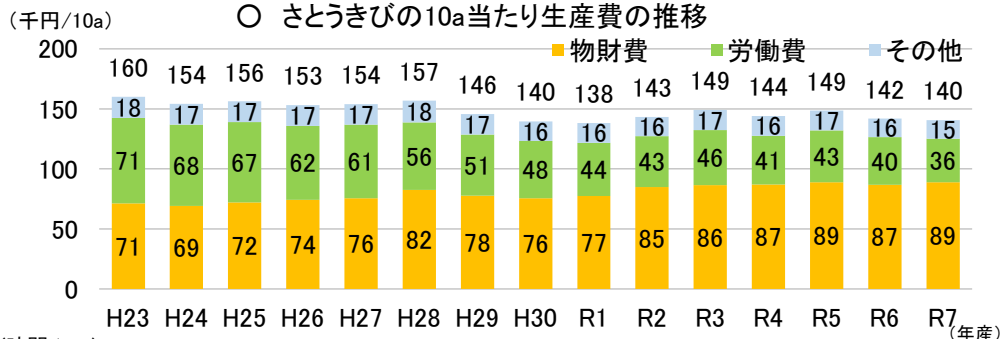
○　さとうきびは、手刈り収穫から機械収穫への移行等により、労働時間は減少傾向。これにより、生産費の中の労働費が大きく減少することで、生産の効率化を図っている。

○　甘しゃ糖工場については、工場の老朽化に伴う施設更新や働き方改革に伴う人件費等の掛かり増し経費があるものの、製造コストは概ね横ばい。設備の集中管理や自動化による労働生産性の向上などにより、製造コストの低減を進めている。

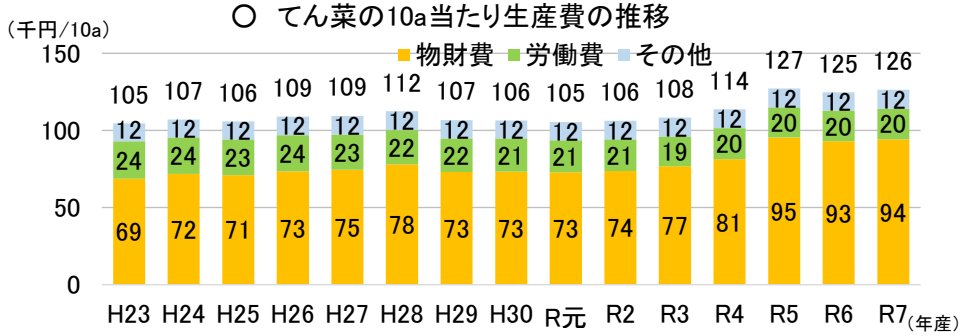
○　てん菜は、他の品目と比較して肥料投入量、防除回数が多く、物財費が高止まりしている状況の中、労働時間を縮減するため、労働負担の大きい春先の植付について、移植から直播に切り替えることにより、生産の効率化を図っている。

○　てん菜糖工場については、働き方改革などに伴う人件費の増加、トラック運賃等の値上げによる輸送費の増加などにより製造コストは上昇傾向にあるが、工場の再編合理化による効率的な生産体制の構築や中間受入場の開設による原料輸送車両台数削減などにより、製造コストの低減を進めている。

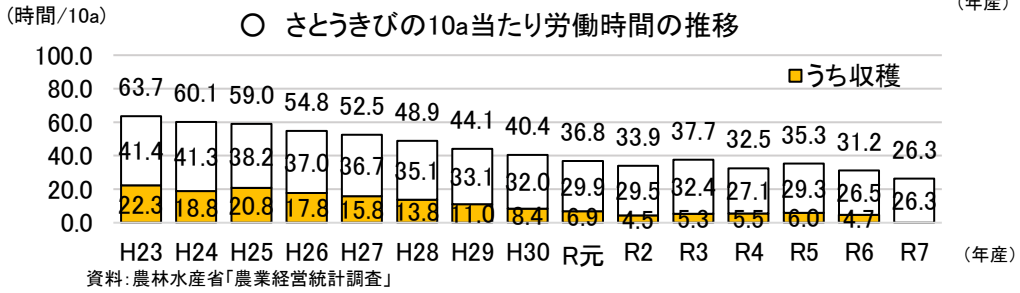
○ さとうきびの10a当たり生産費の推移



○ てん菜の10a当たり生産費の推移

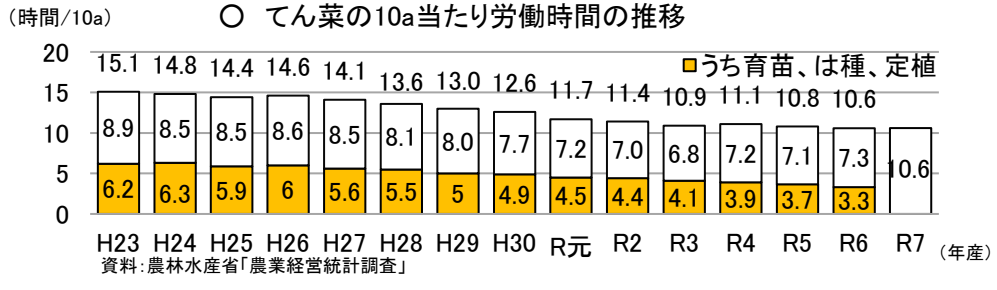


○ さとうきびの10a当たり労働時間の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査」

○ てん菜の10a当たり労働時間の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査」

○ 甘しゃ糖工場の製造コスト・操業率の推移

（年産）	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7（見込み）
製造コスト（円/kg）	108	103	104	100	81	104	110	104	96	98	106	115	109	106
操業率（%）	57	62	60	74	93	74	69	69	78	78	75	69	82	81

○ てん菜糖工場の製造コスト・操業率の推移

（年産）	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7（見込み）
製造コスト（円/kg）	70	69	63	59	72	61	64	66	64	67	83	108	88	95
操業率（%）	90	82	85	94	75	91	84	93	91	95	83	86	88	81

資料：農林水産省地域作物課調べ

Ⅲ－３．さとうきび・てん菜の生産コストの低減に向けた取組

○　さとうきびは、機械化の進展や省力的な植付作業の拡大など生産環境が大きく変化しており、データを活用したスマート栽培や受委託の効率化が進められているほか、多回株出し栽培に適した新品種の開発が進んでおり、順次普及予定。

○　てん菜は、直播栽培の拡大を進めるとともに、特定の除草剤に耐性を持つ品種「KWS 8K879」の普及等も含めた減農薬・減肥料によるコスト低減を通じた収益の確保を目指した経営体の育成も図る。また、播種機（直播機）や多畦収獲機など省力機械の導入、作業の外部化・共同化により、労働時間に占める割合の多い育苗・移植・収穫時間の削減を推進。

○　さとうきびの取組

ビレットプランタの導入による植付時間の短縮

・ビレットプランタについては、平成26年から令和７年にかけて急速に利用が拡大。
（鹿児島県における導入台数 H26:5台 → R7:73台）

・従来普及している全茎式プランタと比較し、ハーベスタで収穫した裁断茎を直接ほ場に植え付けることで大幅な植付時間の削減が可能。

ビレットプランタ	全茎プランタ	削減率
1.55h	4.47h	65.3%

出典：農研機構「ビレットプランタ活用の手引き」

全茎式プランタ（上）とビレットプランタ（下）



裁断茎

スマート農業・農業支援　サービス事業体の育成

＜石垣島＞

■ これまでの実証内容と成果

・ハーベスタの位置情報をシステムで管理しオペレーター間における従来の担当区域を超えた収穫面積の平準化による効率的な収穫体制を構築。

・雨量データと土壌水分データから降雨後のハーベスタ収穫の可否判断が可能となるシステムの設計に向けた検証を実施。

農業機械の適正管理により
ほ場間の移動割合が減少



出典：イノベーション創出強化研究推進事業「持続的なサトウキビ生産を可能とする連続株出し多収品種と次世代型機械化一貫栽培技術の開発」

株出し栽培に適した有望品種の開発

ＲＫ１０－２９（沖縄県）

・茎数が多く、優れた多収性。
・根張りが強く、機械収穫でも引き抜きが起こりにくい。
萌芽性もよく、株出栽培に適している。
・株出し栽培において課題となっている黒穂病抵抗性を有する。
・令和６年度に沖縄県及び鹿児島県において奨励品種として決定。
※令和８年から原料用種苗として普及開始予定。



○　てん菜の取組

■ 直播栽培の導入の推移

（単位：ha）

	H22年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
直播面積	7,514	13,757	14,723	15,731	17,725	20,436	22,206	22,635	24,587	27,788
作付面積全体	62,600	58,200	57,300	56,700	56,800	57,700	55,400	51,200	48,900	48,000
直播率	12%	24%	26%	28%	31%	36%	40%	44%	50%	58%

資料：北海道調べ。作付面積は統計部「作物統計」

■ 除草剤耐性品種「KWS 8K879」

・除草剤の複数処理や手取り除草を省略
・労働力コスト低減に寄与

無処理



除草剤１回処理



写真提供：日本甜菜製糖株式会社

■ 移植栽培から直播栽培への変更、基幹作業の外部化・共同化





Ⅲ－４．甘しゃ糖・てん菜糖の製造コストの低減に向けた取組

○　甘しゃ糖については、設備の集中管理や自動化による労働生産性の向上などにより、製造コストの低減を進めている。

○　てん菜糖については、工場の再編合理化による効率的な生産体制の構築や中間受入場の開設による原料輸送車両台数削減などにより、製造コストの低減を進めている。

○　甘しゃ糖工場の整備状況

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業、産地生産基盤パワーアップ事業、新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、鹿児島県５島（種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島）、沖縄県２島（南大東島、北大東島）で施設整備を実施。

○　甘しゃ糖工場の労働生産性向上の取組事例

沖縄県南大東島　大東糖業㈱

前処理設備（精脱葉施設）を導入し、前処理の稼働時間を削減。また、圧搾工程への異物混入等による停搾時間を減らし、労働生産性（時間当たりの販売金額）を21.9%向上



鹿児島県喜界島　生和糖業㈱

圧搾工程自動化設備を導入し、圧搾ミルの調整・洗浄等を手作業から遠隔自動操作に変更することにより、圧搾工程に係る作業を１日当たり６時間削減。



鹿児島県徳之島　南西糖業㈱（伊仙工場）

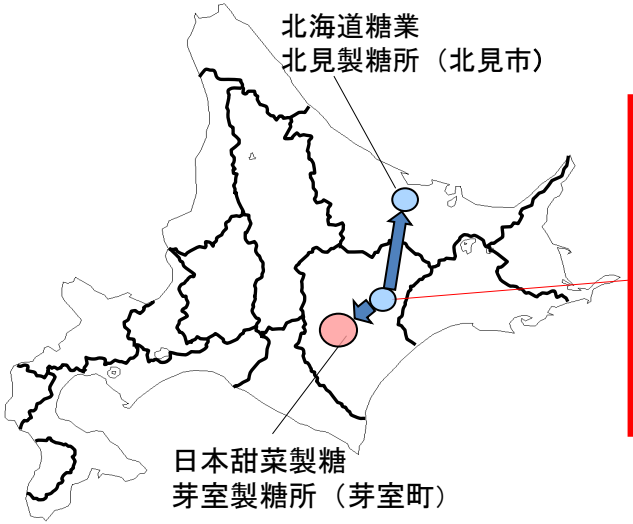
分離工程の中央制御化設備を導入し、遠隔操作や監視が可能となり1.5時間/日の作業が低減。



○　てん菜糖工場の整備状況

強い農業づくり総合支援交付金、加工施設再編等緊急対策事業、新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用し、３社４工場（日本甜菜製糖：芽室製糖所、北海道糖業：本別製糖所、北見製糖所、ホクレン：清水製糖工場）で施設整備を実施。

○　てん菜糖工場の再編合理化の取組事例



北海道糖業
本別製糖所（本別町）
令和５年１月砂糖生産終了

→以降は**原料受入場**として稼働、受け入れた原料は同社北見製糖所及び日本甜菜製糖芽室製糖所へ輸送。

○　てん菜糖工場の原料輸送台数削減の取組事例

ホクレン　清水製糖工場（清水町）

令和４年度より、原料輸送のための中間受入場が設置・運営されており、収穫最盛期（10～11月）に委託する原料輸送車両台数を中間受入場開設前から30台削減。

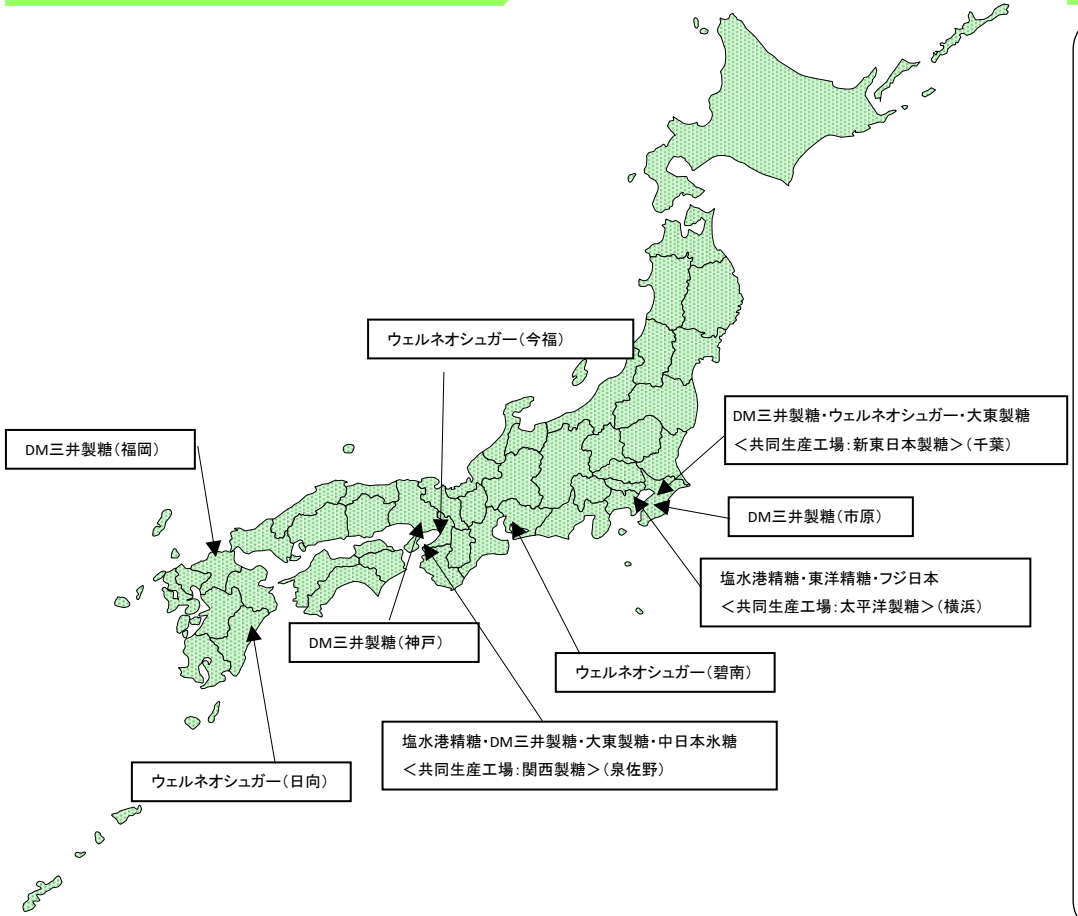
Ⅲ－５．精製糖企業の状況

○ 精製糖工場は、輸入原料糖や国産甘しゃ糖等を精糖し、消費者や実需者に最終製品である砂糖を安定的に供給。輸入原料糖に対して賦課される調整金を負担することにより、国内の生産者・製糖工場に対して交付される交付金の財源を賄っている。

○ 主に消費地近くの沿岸部に立地し、現在10社9工場が分布。

○ 精製糖業界においては、企業による合併、工場の統廃合、生産の共同化等の再編・合理化による経営体質の強化を推進。

○ 精製糖工場分布図



○ 精製糖企業の経営体質の強化に向けた取組例

＜再編合理化の取組＞
令和以降、8件の再編合理化が行われ、現在、10社9工場が分布。
（平成以降、11社13工場が統廃合）

【最近の再編合理化の動き】
令和8年10月　ウェルネオシュガーが東洋精糖を吸収合併
令和8年9月　関門製糖での生産終了
令和7年10月　ウェルネオシュガーが第一糖業を吸収合併
令和7年10月　近畿食糧での砂糖事業終了
令和6年10月　日新製糖と伊藤忠製糖が合併し、ウェルネオシュガーへ
（経営統合は令和5年1月）
令和6年3月　DM三井製糖と和田製糖が業務提携
令和5年6月　塩水港精糖と大東製糖が業務提携
令和4年10月　三井製糖と大日本明治製糖が合併し、DM三井製糖へ
（経営統合は令和3年4月）

【生産の共同化】
平成14年7月　関西製糖での共同生産開始
（塩水港精糖、大日本明治製糖、大東製糖）
平成14年7月　新東日本製糖での共同生産
（日新製糖、大日本明治製糖、大東製糖）
平成13年10月　太平洋製糖での共同生産
（塩水港精糖、東洋精糖、フジ日本精糖）
平成13年4月　関門製糖での共同生産
（大日本明治製糖、日本甜菜製糖）

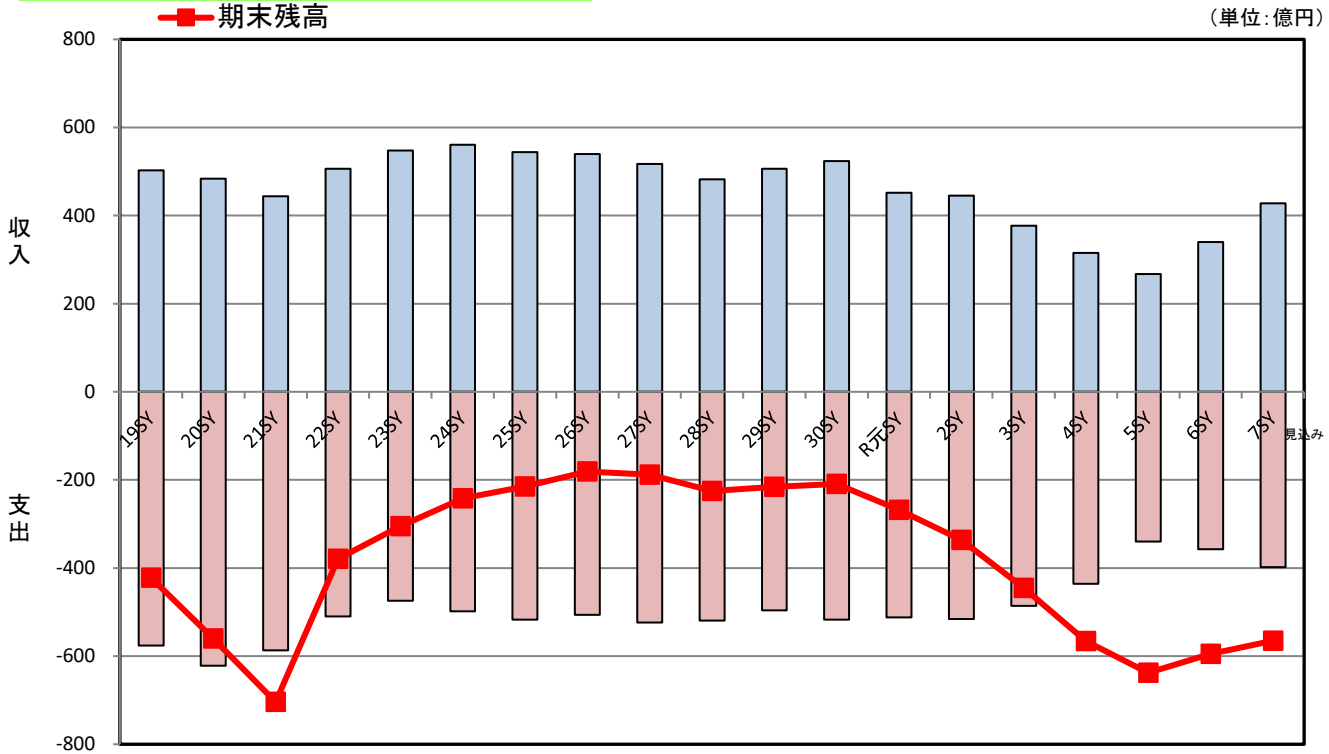
（※いずれも当時の社名）

Ⅲ－６．砂糖勘定の収支をめぐる状況

○ 糖価調整制度の砂糖勘定については、国際糖価の高騰や円安の影響等により、令和元砂糖年度以降、調整金収支が急激に悪化。特に令和３、４砂糖年度には、単年度収支が100億円以上の赤字となり、その改善が急務となった。

○ これを踏まえ、収支両面から改善に取り組んだ結果、期末残高は依然高い水準であるものの、単年度収支の赤字は、令和４砂糖年度をピークに縮小。令和７砂糖年度には単年度収支の黒字が見込まれる状況となった。

○ 砂糖の調整金収支の推移



注1）砂糖年度（ＳＹ）とは、毎年10月1日～翌年9月末までの期間をいう。
注2）四捨五入の関係で前年度期末残高と単年度収支の合計額が期末残高と一致しない場合がある。
注3）単年度収支には、糖価調整緊急対策交付金（H22SY）及び糖価調整制度安定運営緊急対策交付金（R6SY）の充当分を含まない。
注4）19砂糖年度以降の各年度については、当該年度のてん菜に係る国庫納付の確定額を反映。

○ 砂糖調整金の期末残高推移

（単位：億円）

砂糖年度（SY）	単年度収支	期末残高
H19	▲ 73	▲ 422
20	▲ 138	▲ 560
21	▲ 143	▲ 704
22	▲ 4	▲ 378
23	74	▲ 304
24	62	▲ 242
25	27	▲ 215
26	34	▲ 181
27	▲ 7	▲ 188
28	▲ 37	▲ 225
29	10	▲ 216
30	7	▲ 209
R元	▲ 56	▲ 265
2	▲ 71	▲ 336
3	▲ 109	▲ 445
4	▲ 121	▲ 566
5	▲ 72	▲ 638
6	▲ 17	▲ 595
7（見込み）	30	▲565

資料：地域作物課調べ

Ⅲ－７．砂糖勘定の収支改善に向けた取組

累積赤字の拡大背景（H30～）	これまで実施してきた改善策	
○ 長期的な砂糖消費量の減少 ○ 堅調な国内産糖の生産 ○ 新型コロナウイルスの影響による砂糖消費量の急減 ○ 歴史的な国際糖価の高騰・円安による調整金単価の減少	○ 加糖調製品からの調整金の徴収（H30年12月） ○ てん菜糖の交付対象数量の決定 ・Ｒ８ＳＹに向けて交付対象数量を調整する「てん菜方針」を決定（令和４年12月） ・Ｒ９ＳＹ以降の交付対象数量を決定（令和７年12月） ○ 異性化糖調整金の運用見直し（Ｒ６年４月：調整金発生） ○ 持続的な制度運営とするための適切な価格指標（指定糖調整率等）の設定（随時） ○ 甘味資源作物及び砂糖の生産関係者による効率化の取組（継続）	○ 期末残高は依然高い水準であるものの、左記の取組により、単年度収支の赤字は、令和４砂糖年度をピークに縮小。令和７砂糖年度には単年度収支の黒字が見込まれる状況。

今後の制度運営の基本的考え

糖価調整制度の趣旨に立ち返り、甘味全体での公正な負担と消費者の理解の下、甘味資源作物の産地を的確に支える目的の達成に向け、関係者の考えをよく聞きつつ、不断の制度改善を積み重ねていく。

Ⅳ　加糖調製品に係る関税改正要望の概要

Ⅳ－１．加糖調製品に係る令和９年度関税改正要望の概要

令和９年度改正要望の概要

○　ＣＰＴＰＰ発効以降の調整金収入により、国産の砂糖価格が抑制され、消費者に一定のメリット。

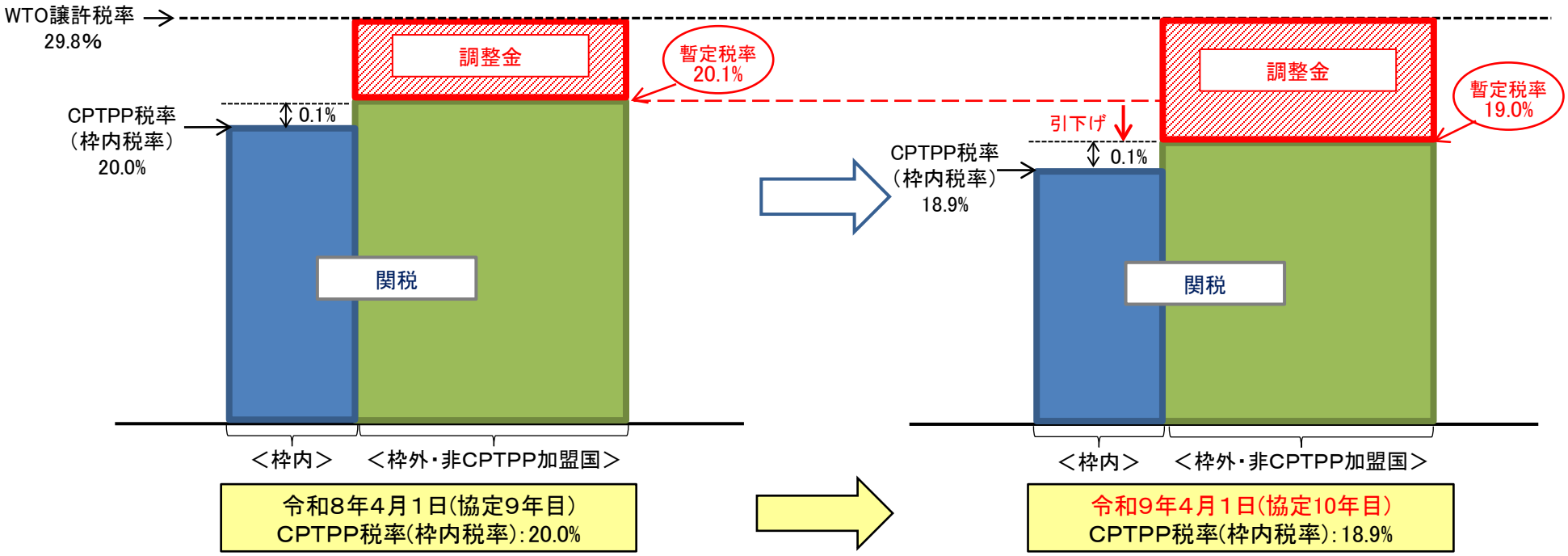
○　令和７砂糖年度の加糖調製品の輸入量は、対前年同期比で減少しており、その主な要因は、国際カカオ豆価格が下落傾向に転じたものの、為替の影響等でココア調製品のCIF価格が高止まったことにより、ココア調製品の輸入量が減少したことや、国産脱脂粉乳の在庫削減対策として値下げが行われたこと等により、粉乳調製品の輸入量が減少したことによるもの。

○　また、関税割当枠内輸入量も増加しているほか、枠消化率も100%に近い品目もあるなど高い水準で推移していることから、依然として今後の輸入増加の脅威は存在する状況。

○ このため、加糖調製品からの調整金収入を確保を要望し、国内産糖への支援に充当するためにも、令和９年度のＣＰＴＰＰ税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。

○ 加えて、糖価調整制度の持続的な運営に向け、輸入糖と国内産糖のバランスの確保、異性化糖調整金に係る運用の見直し等に取組むとともに国産の砂糖の競争力強化を図るため、暫定税率の引下げ等を要望。

【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】

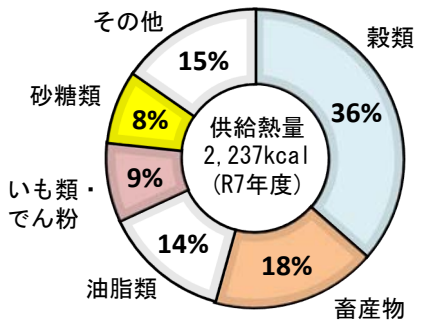


参考資料

【参考】砂糖の位置付け

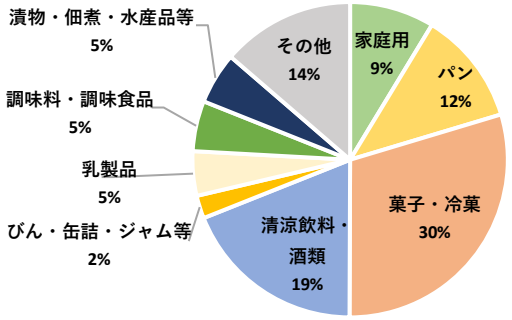
○　砂糖は、国民の摂取カロリー全体の約８％を占める重要品目。
○　菓子以外にも飲料、パンなど様々な用途に仕向けられ、これらの加工食品の原料として欠かせない品目。甘味の付与以外にも防腐効果や発酵促進など様々な効用。
○　また、家庭消費向けは約10%を占め、料理の上でも欠かせない調味料。我が国では食品製造業者・外食産業や消費者のニーズに応じて様々な種類の砂糖が生産、供給されている。

○　国民１人・１日当たりの供給熱量



出典：農林水産省「食料需給表」

○　砂糖の用途別仕向割合（R7年度）



出典：農畜産業振興機構調べ

砂糖の「力」

1防腐効果力
　砂糖が食品の水分を抱え込み、微生物の繁殖を抑える
2やわらか力
　肉のコラーゲンと水が結びつくのを助け、肉を柔らかくする
3泡立ちの保持力
　卵白のタンパク質の水分を砂糖が抱え込み、ホイップクリームやメレンゲの泡が安定
4発酵促進力
　酵母による糖質の発酵を促進
5食品の造形力
　生地の硬さ維持や粘りの付与により食品の形を整える
6デンプンの老化防止力
　デンプン分子の隙間から水を奪い、老化を防ぐ
7タンパク質の熱凝固性改善力
　タンパク質の熱凝固温度が高くなり、プリンなどのなめらかな口当たりを維持

出典：精糖工業会「砂糖の知識」

砂糖の種類

上白糖



しっとりとしたソフトな風味で料理、お菓子、飲み物など何にでも合う。

白ざら糖



グラニュー糖より結晶が大きく、無色透明。純度が高く光沢があるので高級菓子に使われる。

グラニュー糖



上白糖より結晶の大きいサラサラとした砂糖。くせのない淡白な甘さのため、コーヒーや紅茶、お菓子作りに使われる。

中ざら糖



純度が高く、カラメルにより黄褐色をした砂糖。独特なまろやかな風味から、煮物や漬物に使われる。

三温糖



甘味が強く、独特な風味がある。煮物や佃煮などに使うと、強い甘さとコクが出る。

角砂糖



グラニュー糖を固めた砂糖。一個の量が決まっているのでコーヒーや紅茶に加え、料理やお菓子作りにも便利。

氷砂糖



和三盆



黒糖



粉糖

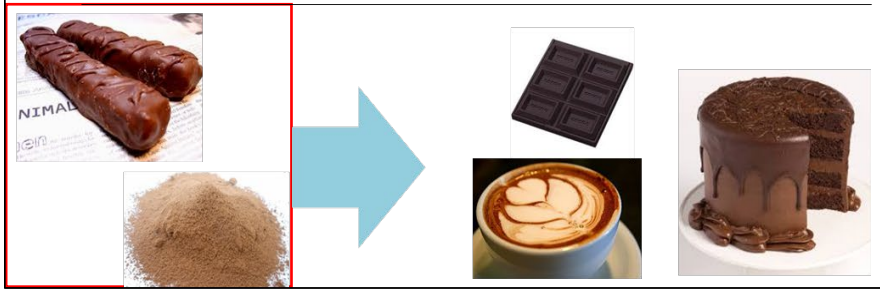


【参考】加糖調製品の例

ココア調製品

→ 砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等

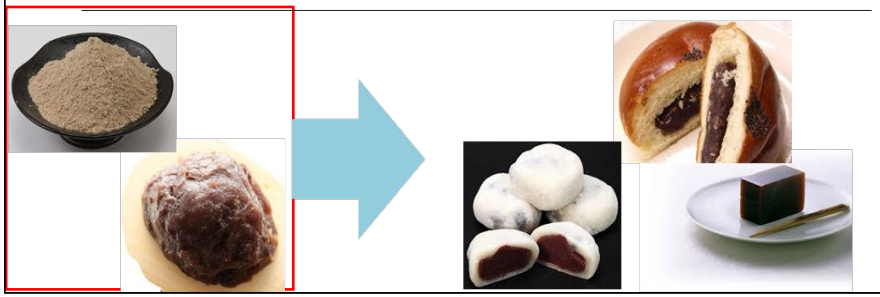
【使途：菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】



調製した豆

→ 砂糖と小豆の混合物等

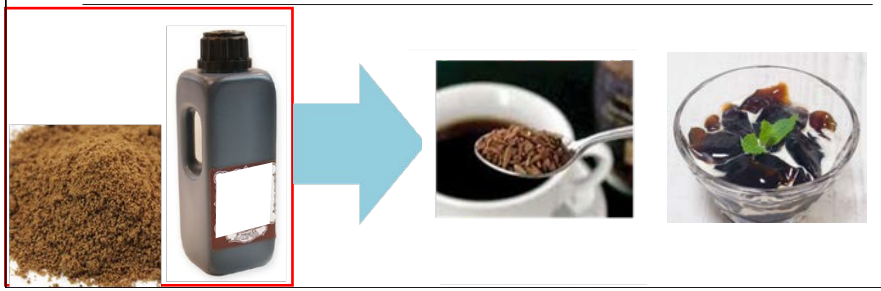
【使途：和菓子原料（加糖餡）等】



コーヒー調製品

→ 砂糖とコーヒーエキス、インスタントコーヒーの混合物等

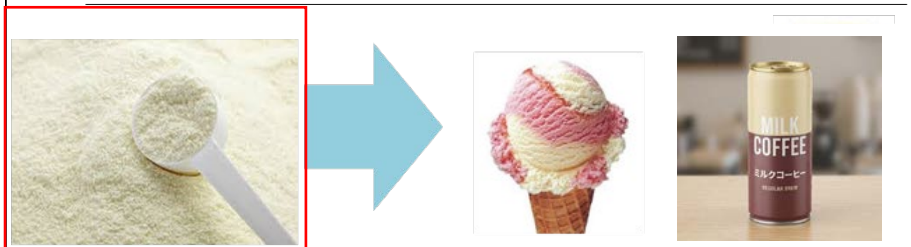
【使途：インスタントコーヒー、菓子類・パン原料等】



粉乳調製品

→ 砂糖と粉乳の混合物等

【使途：缶飲料、粉ミルク、アイスクリーム原料等】

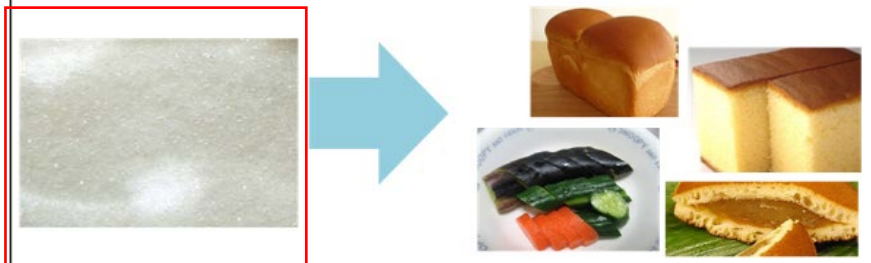


その他の調製品

→ 砂糖とソルビトール（甘味料）の混合物、砂糖と塩の混合物等

【使途：菓子類、パン、漬け物、調味料原料等】

（ソルビトールと砂糖の調製品は砂糖と同様に幅広く使用可能）



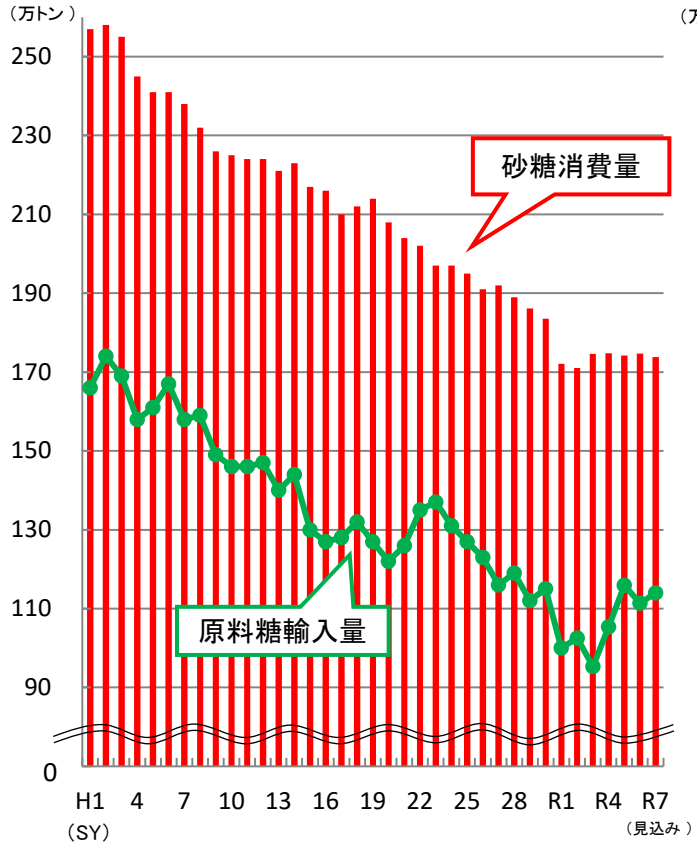
が加糖調製品

【参考】砂糖及び加糖調製品の需給動向

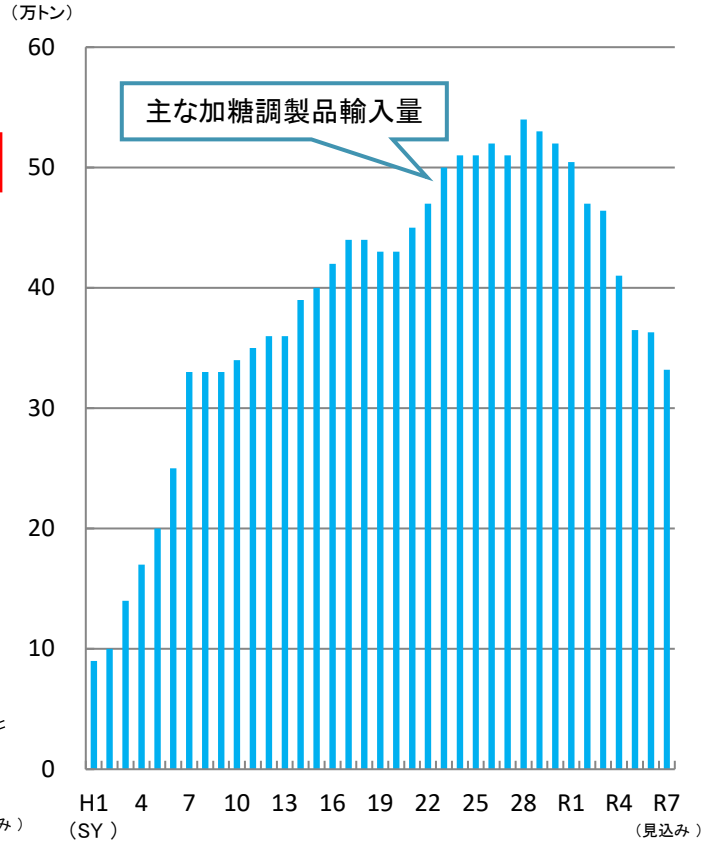
○　砂糖とソルビトール等を混合した調製品の輸入が自由化された平成2年以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、国内の砂糖需要を代替。

○　直近の令和7砂糖年度では、主な加糖調製品（調整金徴収対象外ラインも含む）の輸入量は、約33万トンと前年に比べやや減少する見込み。

○　砂糖の消費量の推移



○　加糖調製品の輸入量の推移



加糖調製品（調整金徴収対象）の概要

種類	内容	使途	推計砂糖含有率	主な輸入先国
ココア調製品	ココア粉、カカオマス＋砂糖等	チョコレート菓子、飲料等	87%	韓国、マレーシア、タイ
調製した豆	小豆、いんげん豆＋砂糖等（加糖餡が主）	和菓子等	50%	中国、タイ
コーヒー調製品	インスタンコーヒー＋砂糖等	飲料、アメ菓子等	80%	ベトナム、インドネシア
粉乳調製品	全粉乳又は脱脂粉乳＋砂糖等	コーヒー飲料、アイスクリーム等	65%	シンガポール、韓国、マレーシア
その他の調製品	ソルビトール＋砂糖等	水産練り製品、菓子、佃煮等	80%	韓国、タイ

資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」、財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成
注：砂糖年度とは、当該年の10月から翌年の9月までの期間。

【参考】ＣＰＴＰＰ、日ＥＵ・ＥＰＡの合意内容

○　粗糖・精製糖については、糖価調整制度を維持。
○　砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、
①世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠を設定。
②チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

品目/WTO譲許税率	ＣＰＴＰＰの合意内容	日ＥＵ・ＥＰＡの合意内容
粗糖 71.8円/kg	• 現行の糖価調整制度、関税を維持。 • 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。 • 高糖度（糖度98.5度以上99.3度未満）の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。	• 現行の糖価調整制度、関税を維持。 • 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。
精製糖 103.1円/kg		
加糖調製品 29.8%（加糖ココア粉） 25.0%（砂糖菓子） 10.0%（チョコレート菓子）等	• 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 • 品目ごとに関税割当枠を設定（品目ごとに６～11年目に枠数量を固定）。 • 枠内は無調整金。 • 砂糖との競合がより大きい品目については、枠数量を抑えるとともに枠内税率を一定程度維持。	• 糖価調整制度に加糖調製品を追加設定。 • 品目ごとに関税割当枠を設定（11年目に枠数量を固定）。 • 枠内は無調整金。 • 砂糖菓子・チョコレート菓子などの製品やココア調製品は、段階的に11年目に関税撤廃。

【参考】ＣＰＴＰＰ税率のステージング（調整金対象加糖調製品６品目）

品名 （税番）	WTO 譲許税率	1年目 （協定発効） 2018 （H30） （年度）	2年目 2019 （H31）	3年目 2020 （R2）	4年目 2021 （R3）	5年目 2022 （R4）	6年目 2023 （R5）	7年目 2024 （R6）	8年目 2025 （R7）	9年目 2026 （R8）	10年目 2027 （R9）	11年目 2028 （R10）	12年目 以降 2029～ （R11～）
ココア粉 （1806.10-110）	29.8%	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%
ココア調製品 （液・粉・粒状、2kg超） （1806.20-121）	28%	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%
粉乳調製品 （ミルク30%未満） （1901.90-219）	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
コーヒー調製品 （コーヒーエキス等） （2101.11-110）	24%	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
その他の調製品 （たんぱく質濃縮物等） （2106.10-219）	21%	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%
粉乳調製品 （乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪含有） （2106.90-284）	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%

【参考】砂糖の需要拡大に向けた取組

○　農林水産省では、平成30年より、砂糖に関する情報発信や砂糖の需要拡大を応援する「ありが糖運動」を展開。令和7年には公式マスコットキャラクター「かんみぃ」を決定するなど、取組を継続。

○　また、インバウンド向け等市場調査、国産砂糖を使用する新製品開発やその販路拡大等の需要拡大の取組を支援。

○　このほか、さとうきび等甘味資源作物の SAF（持続可能な航空燃料）等への他用途利用に向け、甘味資源作物関係者、自治体、地域住民等の認知を向上させる情報発信等の取組を支援。

○　SNS等を通じた情報発信「ありが糖運動」



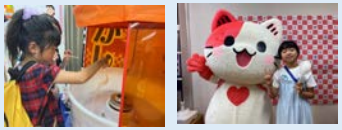
アンバサダー19名、40団体
約280企業が参画

＜SNS投稿・動画配信の一例＞





＜令和8年度こども霞が関見学デーでの綿菓子作り体験＞



・公式マスコットキャラクターの決定

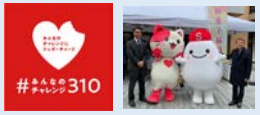
本運動の認知度を更に向上させ、幅広い世代の方々に親しみを持って本運動に参画していただくため、デザイン募集を行い、投票の上、決定。

＜かんみぃ＞



・関係者による主体的な取組を後押し

精糖工業会等
＜シュガーチャージ推進協議会＞

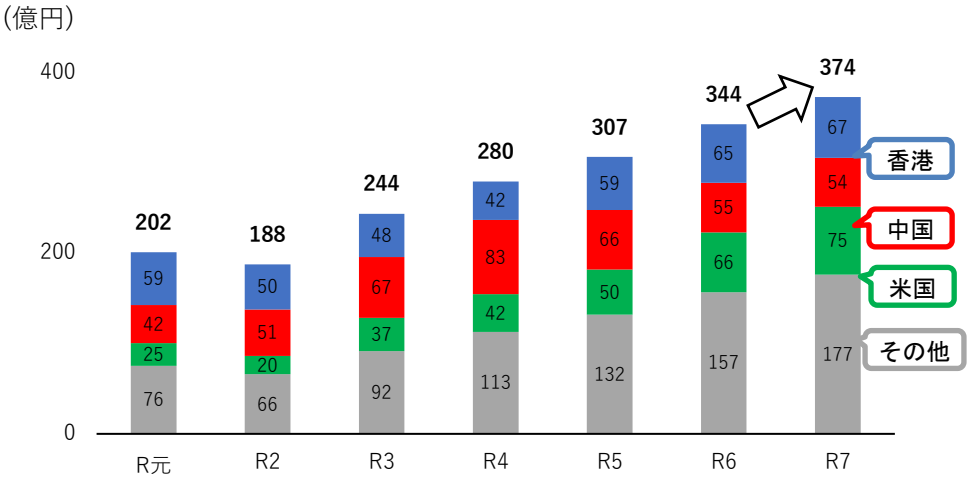


JAグループ北海道
＜天下糖一プロジェクト＞

天下糖一プロジェクト

官民連携による広報活動

○　菓子（米菓を除く）の輸出額の推移（国・地域別内訳）



財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○　砂糖等の新規需要拡大への支援

砂糖等の新規需要開拓支援事業（令和7年度補正予算：58億円の内数）

・国内で製造された砂糖の需要拡大や甘味資源作物の持続的な生産の確保を図るため、インバウンド向け等市場調査、新商品の開発支援、マッチング等の取組を支援

＜支援メニュー＞
- インバウンド向け等の市場調査
- 新規需要製品の開発
- 甘味資源作物の他用途利用　等



甘味資源作物のSAF等への他用途利用に関するシンポジウム、セミナーを開催。

○　菓子製造業者による輸出の取組事例

【A社の事例】



・輸出品目：サブレ、クッキー等

・主な輸出先：中国、香港、シンガポール、米国等

・特徴：砂糖、小麦粉、乳の原材料はすべて北海道産にこだわる。北海道を強調したパッケージで、北海道商品の引き合 いが強いアジア圏を中心に輸出。